少年院法案 (仮称) の概要

平成24年2月現在法務省矯正局

第1 法案の構成等

現行少年院法とは異なり、少年院に係る部分のみ規定する(現行少年院法は廃止し、新たに少年院法(仮称)を制定する。)。

1 全体(章及び節)の構成

第1章 総則

第2章 処遇の原則等

第3章 入院

第4章 矯正教育

第1節 矯正教育の目的等

第2節 矯正教育の内容

第3節 矯正教育の計画等

第4節 矯正教育の実施

第5章 社会復帰支援等

第6章 保健衛生及び医療

第7章 物品の貸与等及び自弁

第8章 金品の取扱い

第9章 書籍等の閲覧

第10章 宗教上の行為等

第11章 規律及び秩序の維持

第12章 外部交通

第1節 留意事項

第2節 面会

第3節 信書の発受

第4節 電話等による通信

第5節 雑則

第13章 賞罰

第14章 救済の申出等

第1節 救済の申出

第2節 苦情の申出

第3節 雑則

第15章 移送

第16章 仮退院,退院及び収容継続

第17章 出院

第18章 死亡

第19章 補則

第20章 罰則

2 目的規定

(目的)

第1条 この法律は、少年法(昭和23年法律第168号)の規定により保護 処分又は刑の執行を受けるため少年院に収容されている者その他の在 院者に対して行う矯正教育に関し必要な事項を定めるとともに、在院 者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育及びその他 の処遇を行うことにより、在院者の健全な育成を期してその改善更生 及び円滑な社会復帰を図るほか、少年院の適正な管理運営を確保することを目的とする。

第2 再非行防止に向けた処遇の充実強化

1 矯正教育の基本的制度の法定化

(1) 少年院の種類及び処遇課程の見直し・再編

少年院の種類を次のとおりとするほか,現在運用で実施されている処遇課程を分類処遇のための基本的制度として法律に規定する。

【少年院の種類】

- 第一種 心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者
- 第二種 心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上 23歳未満の者

第三種 心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者 第四種 少年院において刑の執行を受ける者

※ 現行の初等+中等を第一種,特別を第二種,医療を第三種に再編する。第四種については、現行法は少年院の種類としての定めはない。

【処遇課程】

一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を示すものとして法務大臣が定めるもの。法務大臣が各少年院について実施すべき処遇課程を指定。少年院の長は、在院者の処遇課程を指定

(例) 教科教育課程, 職業能力開発課程, 生活訓練課程, 医療措置課程 等

(2) 計画的・体系的な矯正教育の実施の確保

各少年院において指定を受けた処遇課程ごとに実施すべき矯正教育の標準的な内容を少年院教育課程として定め、これに沿って、各在院者ごとにその特性に応じて行うべき個人別教育計画を定めるものとする。

(3) 矯正教育の目的・内容の明示

矯正教育について,目的を「在院者の犯罪的傾向を矯正し,並びに在院者に対し,健全な心身を培わせ,社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度等を習得させること」と明記し,①生活指導,②職業指導,③教科指導,

④体育指導,⑤特別活動指導の5種類の各指導を適切に組み合わせ,体系的かつ組織的に行うものとする。

2 円滑な社会復帰のための支援の実施等

(1) 社会復帰支援

在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を営む上での 困難を有する在院者に対して、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携し ながら、帰住先や就業先の確保等の支援を実施するものとする。

なお,上記の支援については,少年院の外の適当な場所で行うこと(院外 実施)ができるものとする。

(2) 退院者等からの相談

出院者やその保護者等から交友関係、進路選択等について相談を求められた場合、これに応じることができるものとする。

3 少年鑑別所の機能の活用

(1) 再鑑別のための少年鑑別所における収容

在院者に対する再鑑別をより充実するため、7日間(やむを得ない場合は 14日間)を超えない範囲で、在院者を少年鑑別所に収容して鑑別を実施する 制度を創設する。

(2) 社会復帰支援のための仮収容

2(1)の社会復帰支援を院外で実施する場合に少年鑑別所に仮収容することができるものとし、より効果的な実施を可能とする。

第3 在院者の権利義務関係等の明確化

1 在院者の権利義務・職員の権限の明確化

(1) 物品の給貸与及び自弁

少年院における日常生活に必要な物品については給貸与するものとし(官給原則),一定の範囲内で自弁物品の使用を許すものとする。

(2) 書籍等の閲覧

在院者の健全育成という観点から、基本的に書籍等は少年院において整備して閲覧させるものとし、自弁の書籍等の閲覧は少年院の長の裁量により許すものとする。

(3) 外部交通

(面会)

①在院者の保護者又は親族(虐待等をした者を除く。),②重大利害用務者,③改善更生に資する者との面会は基本的に許すものとするほか,在院者と良好な関係にある者についても,少年院の長の裁量により面会を許すことができるものとする。面会には原則として職員が立会するものとする。(信書の発受)

犯罪性のある者等を除き,基本的に信書の発受を許すものとし,原則として職員が信書の検査を行うものとする。

(電話による通信)

外部交通の方法として新たに電話による通信を許すことができるものと する。

- (4) 保健衛生及び医療
- (5) 規律秩序の維持のための措置等 遵守事項,身体検査,手錠の使用,保護室への収容,懲戒等について所要 の規定を整備する。

2 不服申立制度の整備

自己が受けた処遇全般について,①法務大臣に対する救済の申出制度,及び ②監査官又は少年院の長に対する苦情の申出制度を創設する。

○ 救済の申出制度

【申出先】

法務大臣

【申出の対象】

自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇全般

【申出期間】

原則として在院中, ただし, 出院後も取消しの利益のある措置, 職員による有形力の行使等については出院後30日以内の申出も可能

【処理】

誠実に処理し、処理結果を申出人に通知するほか、必要に応じ、措置 の取消し、再発防止のための必要な措置等を講ずる

【相談員制度】

在院者からの求めに応じ、特定の職員が相談に応じる

○ 苦情の申出制度

【申出先】

監査官又は少年院の長

【申出の対象】

自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇全般

【処理】

誠実に処理し,処理結果を申出人に通知

第4 社会に開かれた施設運営の推進

1 少年院視察委員会の設置

少年院の運営の透明性確保等を図るため,各少年院に少年院視察委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

【委員会の目的】

施設運営の透明性確保及び改善向上、施設と地域社会の連携の一層の 充実を図る

【委員】

7人以内とし、人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから法務大臣が任命する

【委員会の活動】

施設の視察,少年との面接,少年から提出された書面の確認,少年院の長から提供される情報等により,施設の運営の状況を的確に把握した上で,施設の運営に関し意見を述べる

【施設の協力義務】

少年院の長は、定期的に又は必要に応じて、施設の運営の状況について情報を提供するほか、委員による視察及び少年との面接について必要な協力をしなければならない

【委員会の意見等の公表】

法務大臣は、毎年、委員会が述べた意見及びこれを受けて少年院の長 が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表する

2 関係機関等との連携

家庭裁判所,地方更生保護委員会,保護観察所,児童相談所,児童福祉施設,公共職業安定所等に対し在院者の処遇に当たり協力を求める旨を規定するなど,関係機関等との更なる連携を図ることとする。